

中間報告書の本質について

森 實

I. はじめに。 II. 米国における中間報告書の発展。 III. 中間報告書の読者。 IV. 中間報告書の内容。 V. 会計期間の長短とその動因。 VI. 会計計算の目的と計算期間の選択。 VII. 会計年度と中間期間。 VIII. むすび。

I

中間報告書とは、会計年度の途中に区切られた中間期間において集計せられた財務会計情報についての報告書であるといえることができる。この中間報告書には、外部目的のものと内部目的のものがあるが、本稿では、外部目的の中間報告書を取りあげて、その本質を論じることにする。

米国では、あとでもふれるように、これまでの証券取引所および証券取引委員会の指導によって、中間報告書が一般的な実務として認められるほどになってきている。ところが、わが国の場合には、中間報告書は、ごく最近の問題である。すなわち、昭和45年12月14日付の「企業内容開示制度等の整備改善について」と題する答申によって、1年決算会社に「半期報告書」の提出が提案されたことを契機として、種々の論議が行なわれるようになったのである。¹⁾

1) 久保田音二郎稿、「1年決算における中間報告書」、『産業経理』昭和45年10月。久保田音二郎稿、「米国中間報告書の経緯とわが国半期報告書」、『産業経理』昭和45年11月。久保田音二郎稿、「わが国の半期報告書の方向づけ」、『産業経理』昭和46年1月。飯野利夫稿、「中間財務報告書のあり方」、『産業経理』昭和46年1月。日下部与市稿、「半期報告書制度の問題点」、『産業経理』昭和46年3月。これらのなかでも、久保田音二郎博士の諸論文は、とくに、米国における中間報告書の発展の歴史についての深い洞察に基づかれたものであり、多くの点で示唆をうけるものである。博士は、米国の多くの文献を利用しておられるが、そのなかでも、つぎのテイラーのものを主として利用されている。R. G. Taylor, *An Examination of the Evolution, Content, Utility and Problems of Published Interim Reports*, 1963.

たとえば、中間報告書の目的、機能、性質はどのように考えたらよいのかということが問題にされた。すなわち、中間報告書は、実績報告書であるか予報的報告書であるかという問題である。また、そこから、中間報告書の内容には、どのような計算書を含むべきであるかとか、その作成のための仮決算の手續基準のようなものも必要であるのか、あるいはその必要がないのかといった問題が生じた。さらに、積極的に、中間報告書の信頼性を確保するために監査が必要であるのかといった問題も提起された。²⁾ なお、中間報告書作成のための仮決算の基準の内容についても論議がおこわれている。

このように多くの問題があり、具体的には、中間報告書の作成に関する問題が重要であろうが、問題の出発点である中間報告書の本質が明らかにされなければ、具体的問題に対しても正しい解決の方向が示されないであろう。そこで、本稿では、中間報告書の本質について、きわめて素朴なところから、考えてみるつもりである。したがって、本稿は、より理論的な展開のための準備としての覚え書にとどまるであろう。

II

中間報告書の本質を考察するさいに、中間報告書に関する経験が豊富である米国において、中間報告書がどのように発展してきたかをみておくことが必要であろう。

米国で、中間報告書を最初に公表した会社は、おそらく、1901年のユー・エス・スチールであろうといわれている。³⁾ これは自発的な公表であったが、

2) 中間報告書の監査の必要性については、前記の諸論文でもとりあげられているが、その多くは監査の必要性を否定するものである。逆に、つぎの拙稿では、中間報告書の監査の必要性を認める立場から、問題点を論じた。拙稿、「中間報告書とその監査の問題について」、『企業会計』昭和47年1月。

3) W. K. Rutledge, *Objectives of and Criteria for Interim Financial Disclosure*, 1970, pp. 11~15. ルートレッジは、その歴史的部分については、前掲のテーラーの書を利用している。ルートレッジは、その理論については、つぎのグリーンおよびシリングローの文献によっているようである。D. Green, Jr., "Toward a Theory of Interim Reports", *Journal of Accounting Research*, Spring 1964. Gordon Shillinglaw, "Concepts Underlying Interim Financial Statements", *Accounting Review*, April 1961. ルートレッジの書の特徴は、中間報告書に関する関係者に対するアンケート調査に基づいて理論を形成しようとしている点にあるであろう。

1910年代ごろまでは、これが唯一の例であったということから考えれば、これは特別な場合であって、必ずしも当時の利害関係者の要請の反映であったとは考えられない。それは、おそらく、巨大会社としての自信を示すものであり、PRの意味が含まれていたのであろう。

しかし、やがて、中間報告書の公表を指導しはじめたのは、証券取引所であった。⁴⁾ すなわち、1910年、ニューヨーク証券取引所は、上場会社に中間報告書の提出を要求しはじめた。その当初の対象企業としては、公益事業会社が選ばれた。その理由としては、公益事業会社は、その事業の性質上巨額の資本を要するので、証券投資家が多かったことと、それが大規模であり、また多くの法的規制をうけるので、会計組織の整備が進んでいたことがあげられる。

このような証券取引所の指導によって、中間報告書を公表する企業の範囲が次第に拡大していき、1926年には、上場会社の1/3ほどが公表するようになり、1927年には52%、1931年には80%、1939年には90%、1955年には96%、1959年には99%という具合に、一般に認められた実務にまで確立されている。⁵⁾

証券取引所の意図は、証券市場を円滑に運営するために、企業の情報公開の充実を確保し、証券投資家の意思決定により有用である中間報告書の公表を指導することであったであろう。そこで、証券投資家に有用性を認識させるとともに、企業側にその公表の必要性を認めさせることに努力がはらわれた。

その過程において、1933年および1934年の投資家保護立法の制定によって、証券取引委員会が、監督機関としてあらわれ、これも、また、中間報告書の公表の指導にのりだしたのである。証券取引委員会は、その当初から、中間報告書の公表の規定化へ動いていたのであったが、1946年、1953年の提案も、会社側の反対にあって実現せず、1955年に、「財務情報の半年報告書の様式 (Form 9-K)」として実現した。

このさいに、証券取引委員会は、中間報告書の公表に対する機関投資家およびアナリストの要求と、会社側の反対との調整に苦労したのである。⁶⁾ 機関投

4) W. K. Rutledge, *op. cit.*, p.11.

5) *Idid.*, pp.11~12.

6) このような事情および中間報告書の公表に対する関係者の賛否の理由については、久保田音二郎博士の前掲の「米国中間報告書の経緯とわが国半期報告書」に詳細な論評がある。

資家およびアナリストの主張は、結局、中間報告書が、投資家の意思決定に必要な情報を提供するという点につきるように思われる。すなわち、投資家は、時々刻々に、投資に関する判断をせまられているので、会計年度の途中の時点でも、企業についての新しい情報を必要とするからである。

これに対して、会社側の反対としては、その初期には、会社の情報が他の競争相手企業に利用されることとか、会社の中間報告書の作成の手数および経費がかかることとか、また、費用、収益の配分に技術的に困難な問題があるとか、さらには、季節変動のある場合には読者に誤解を生じるとか、中間報告書が年度報告書の結果を示すように誤解されることなどがあげられていたのである。

このような反論があったにしても、今日、一般に認められる実務にまで確立されたのは、多くの困難があるにしても、中間報告書が、利害関係者にとって有用であること、および経営者が、その公表の責任をひきうけるべきことを認めるようになってきたことを示すのであろう。

そこで、つぎに、米国では、中間報告書の公表の要求に、大きな勢力としてあらわれた機関投資家およびアナリストの、中間報告書の読者としての意味を考えなければならない。

III

中間報告書の読者には、多くの集団が考えられる。それは外部報告目的としては一般目的であるけれども、重点をおくべき主要な利害関係者集団を想定することが必要である。中間報告書が有用であるためには、種々の利害関係者集団の情報要求とその重要性の順序をしらなければならないからである。

ルートレッジは、会社の会計責任者に対するアンケート調査の結果として、個人および機関の普通株主がもっとも重要であると考えられ、また、それとほとんど同程度に助言を行なうアナリストが重要であると考えられていることを明らかにしている。⁷⁾そして、そのあとに、その他の株主、社債権者、従業員および労働組合の順にならべられている。ここでは、株主のなかでも機関投資家の比重が増大しつつあり、また、アナリストが成長していることが強調され

7) W. K. Rutledge, *op. cit.*, pp.19~22.

ている。

ルートレッジは、このような調査の結果に基づいて、つぎの2つの結論を下している。⁸⁾ その1つは、現在株主および将来株主が、中間報告書の読者であり、しかも、かれらはアナリストによって代表されるということである。その第2は、非常に手なれた投資家に向けて中間報告書を作成しなければならないということである。これは、マウツおよびシャラフの主張、あるいはベービスの見解に通ずるものである。

たとえば、マウツおよびシャラフは、証券市場において、個人投資家に対する機関投資家の比重が増大し、かつ、かれらを助けるものとして投資顧問業およびアナリストの発展を指摘し、かれらのように多くの情報を分析する能力をもち、かつ証券市場においてオピニオン・リーダーの役割をはたしているものに対して、情報公開を考えるのが妥当であると主張している。⁹⁾ また、ベービスも、アナリストが、財務諸表の理論的な読者になってきたこと、したがって、より高度な能力をもつものを前提として作成すべきことを指摘し、また、機関投資家の情報要求は、他のどのような株主よりもきびしいものであり、したがって、機関投資家に対して完全かつ公正な情報公開は、他の株主にとっても十分であるとしている。¹⁰⁾

さらに、AICPA は、ステートメント第4号において、財務会計の利用者を2つに分けている。¹¹⁾ 第1に、企業に直接的な経済的利害関係をもつものとして、現在および将来の株主、債権者、取引先、経営者、税務当局、従業員および顧客があげられる。これに対して、第2の利用者、さきの直接的な利害関係

8) *Ibid.*, p.22.

9) R. K. Mautz and H. A. Sharaf, *The philosophy of Auditing*, 1961, pp.174~177. これについては、つぎの拙著で詳細に紹介したところである。拙著、『近代監査の理論と制度』昭和42年、212~238ページ。

10) H. W. Bevis, *Corporate Financial Reporting in a Competitive Economy*, 1965, P.48. これについては、つぎの拙著で論評を加えている。拙著、『会計士監査論』昭和42年、42~45ページ。

11) AICPA, *Basic Concepts and Accounting Principles underlying Financial Statements of Business Enterprises*, 1970. par. 43,44,45, 財務会計の利用者についてのこの意見書の理解については、つぎの拙稿で論じた。拙稿、「財務会計の環境と目標の側面について」、『企業会計』昭和46年6月。

者を援助または保護することを職務とする人々であり、アナリスト、投資顧問業、証券取引所、弁護士、監督機関、金融ジャーナリスト、同業組合および労働組合があげられる。

このように、財務会計の利用者を、2つに分けたのは、マウツおよびシャラフのように、現実の情報の利用のプロセスが、2段階的であることを想定しているからであると思われる。すなわち、財務会計の利用は、直接的な利害関係者が単独で行なうよりも、間接的利害関係者を通じて行なっていると考えるほうが現実的である。

中間報告書の読者を想定する場合にも、このような理解が重要である。それは、個々の企業について投資家グループ内に、さらには一般投資家に流される情報および意見の大部分の出所は、このアナリストなのである。したがって、アナリストは、自分では投資の決定を行なわないが、その決定を下す人たちに甚大な影響力をもっているからである。

そこで、中間報告書の読者をどのように考えるかが、中間報告書の公表の必要性とか中間報告書の内容を考える場合にも大きく関連してくるのである。たとえば、中間報告書の誤解の可能性である。中間報告書は、より短期の期間計算であるので、より多くの見積りが含まれることとか、あるいは季節変動の影響などによりより、激しい変動を示す計算になりがちである。そこで、中間報告書によって年度の営業成績を予測したり、あるいはそれによって投資の決定を行なう場合には、慎重な注意が必要である。といて、このような誤解の可能性を強調するのは、中間報告書の読者の能力を低く想定しているためである。そこでは、これまで強調したようなアナリストの存在、あるいは機関投資家の存在を考えなければならない。

また、中間報告書の情報内容についても、同じようなことがいえる。よく、あまりに詳細な内容を公表しても、一般の投資家には理解できないではないかといわれる。しかし、アナリストの分析を通すのが一般的であるとすれば、このような批判は当たらない。中間報告書の場合には、あとでもふれるように、中間報告書が、短期の計算であることから生じる特性があるので、読者が、それをより有効に利用できるようにするためには、多くの情報を追加的に提供することが必要になる。たとえば、中間の計算が変動的であるので、前年度の同期

の計算と比較して表示するとか、中間の計算が年度の予測に基づくので、年度の予算計画を提供するとか、予測と実績との差異およびその原因を説明するとかいったことが必要になるであろう。これらの説明は、素人の読者にとっては消化しきれない情報であるかもしれない。しかし、アナリストの分析を通じて、かれらの利害は、よりよく保護される結果になる。

したがって、中間報告書の制度の目標が、一般投資家の保護にあるとしても、その制度の実効性を確保するためには、中間報告書の読者に、アナリストを想定することが必要である。

IV

それでは、つぎに、アナリストなどによって要求せられる中間報告書の内容としては、どのようなものが考えられているのであろうか。ここでは、あとで、その本質を検討するに必要な程度においてふれることにする。

中間報告書は、現在および将来の株主が、投資の決定を行なうための分析資料を提供しなければならない。そのためには、まず、歴史的資料が重要である。ルートレッジの調査によれば、のぞましい中間報告書には、つぎのような歴史的資料を含むことが必要としている。¹²⁾ 第1に、詳細な損益計算書である。たとえば、収益、費用、総利益について製品別および市場別の資料を表示することが必要とされる。また、前年の同じ中間期間と比較形式で表示されることがのぞまれる。さらに、重大な変更または出来事については経営者の注釈を記載しなければならない。第2に、貸借対照表については、完全かつ詳細なものの要求は少ないので、要約した形式のものでよい。第3に、剰余金計算書および資金計算書の必要性も、それほど大きくないので、重要な剰余金および資金のフローを、文章中に記載することで十分である。

つぎに、将来の予測あるいは予算資料の公表が行なわれる。¹³⁾ その場合、資本的支出の予測のように会社の管理下にある将来の事象については、あまり問題はない。しかし、景気変動に直接影響をうける売上のような場合には、会社が管理することのできないものであるので、問題がある。そのため、収益、費

12) W. K. Rutledge, *op. cit.*, pp 40~43.

13) *Ibid.*, pp 43~47.

用の予測について一般的に表明されることは多いとされる。しかし、予算資料は、中間報告書の読者の、年度の結果の予測を助けるために重要である。それと同時に予算と実績とを比較し、重大な変更について説明することが必要である。

以上のような内容は、つぎのようにも整理することができる。中間報告書は、読者によって、将来の利益を予測するために利用される。したがって、中間報告書の情報の内容は、将来の利益の予測に役立つものを中心にして構成される。そこで、損益計算書を中心にした構成になる。さらに、中間報告書は、短期計算であるために、それを的確に判断するには、より多くの情報が必要である。第1に、過去の資料が必要になる。すなわち、中間計算が、あまりに変動的になり易いので、過去の資料によって、中間期間の変動の特徴を理解しておかなければ、誤解するおそれがあるからである。第2に、将来の資料が必要になる。それは、中間計算が、年度の予測に基づいて行なわれるので、予算資料によって中間計算の基礎を理解しておかなければならないからである。

このように、中間報告書は、利害関係者の意思決定のための有用性を目的とするものであるが、中間計算としての特性から生じる多くの制約をもった情報を含むので、それを的確に判断し、かつ有効に利用するために必要な追加的情報を提供しなければならない。

これまで、中間報告書の公表が、米国ではどのような経過をたどって一般に認められる実務になってきたか、また、中間報告書の読者として、どのような利害関係者を想定するのが妥当であるか、さらに、中間報告書の情報内容としてどのようなものが含まれるかについてのべてきた。このような理解を背景にしながら、中間報告書の本質を、期間計算の意味という素朴な観点から接近することにした。

V

中間報告書は、会計期間の長短の問題から生じたものと考えることができる。米国では、会計期間は、一般的に1年が通常であるが、わが国の上場会社の場合には、逆に半年が通常になっている。わが国でも、数年前に、当時社会問題化していた粉飾決算の問題を契機として、また連結財務諸表制度の導入の

ための前提として、1年決算の問題が議論されたことがある。そして、一般的に1年決算の妥当性が主張され、さらに、1年決算への移行の制度的な障害の大きな問題であった中間配当制度が、監査役制度の改正とともに設けられることを規定した商法改正案が提出されている。

そこで、中間報告書の問題においては、会計期間の長短の問題をもう1度検討してみる必要がある。これは、どのような期間をとることが会計計算にとって適当であるかということであるが、一般的に言えば、会計期間については、長短それぞれの方向に動因が存在する。そこで、それぞれの方向への動因を考えてみよう。

計算期間の長期化への動因は、会計計算の確実性への志向と考えることができる。すなわち、会計計算が期間計算である場合に、期間限定を行なわなければならない。その期間限定の人為性から生じる不確実性は、期間が長くなればなるほど、期間計算におよぼす影響が、相対的に小さくなる。たとえば、費用および収益にしても、期間が長くなれば、未確定の部分は相対的に小さくなる。したがって、費用および収益は、より確実にとらえられ、かつより確実に対応させることができるであろう。

また、計算期間の長期化は、計算結果の安定性への志向も含むものである。すなわち、会計計算の期間を長くすればするほど、計算は、より平均化された結果を示すので、安定するであろう。そこで示される経営成績は、その期間内の季節的変動、循環的な景気変動、さらには臨時的なものまですべてを包含し、それらを平均化し、かつ目立たなくする。そこで、企業の経営成績は、より安定的に示されることになる。わが国における1年決算への移行の具体的動機にも、このようなものが含まれていた。すなわち、半年決算の場合には、季節変動の影響をうけ易いので、利益平準化のための操作として粉飾を行なうということが、経営者の意図にみられたので、これを解決することも1年決算のねらいであった。

このように、会計の計算期間の長期化には、会計計算の確実性および会計計算の結果の安定性への志向がみられる。

これに対して、会計の計算期間の短期化は、どのような動因から主張されるであろうか。計算期間をより短くするということは、会計計算をこきぎみに、

そしてより頻繁に行なうことを意味する。このことを極端にまで進めると、時々刻々に会計計算を行なうということになるであろう。このようなことは、一昔前までは、まったくの夢物語にすぎなかったであろうが、コンピュータの利用が高度化した段階には、実現可能になるであろう。すなわち、企業の会計システムが、コンピュータによってオンライン・リアルタイム化され、そしてトータルなシステムが形成されれば、時々刻々の会計計算も不可能ではないであろう。

それはさておき、このような頻繁な会計計算は、計算結果の利用者に対する情報としての有用性に重点をおくものである。すなわち、企業の利害関係者は、時々刻々の意思決定を迫られている。その場合、出来るだけ新しい情報がえられたほうが、よりの確な判断が可能になる。企業に関する種々の状況が、比較的安定的である場合には、意思決定の時点と相当にへだたった時点に作成された情報でも、それほど間違った結論を導くことはないであろう。しかし、最近のように、社会経済の変化、技術の変化が激しい場合には、より新しい情報によって、より新しく変化した状況に適応しなければならないのである。

もともと会計計算は、過去の資料を中心としているけれども、期間計算としての性質上、多くの見積もり要素を含むものである。そのため、企業の環境が変動的であればあるほど、それらの見積もりが事情の変化によって修正されなければならないことが多く生じる。したがって、より短期の会計計算は、このような過去計算の修正をできるだけ早く行ない、さらに将来の予測をより早く修正することに役立つものである。

このように、より短期の計算は、情報の適時性を強調する。しかし、より長期の計算が、確実性を志向したのに対して、より短期の計算は有用性を志向するので、確実性が犠牲される結果になる。その理由は、さきに会計計算の長期化のときにのべたように、会計計算の期間を短くすればするほど、収益および費用の期間配分がより困難になるからであり、またその影響をより大きくうけるからである。

さらに、会計期間の短期化は、長期化の場合とは逆に、計算結果をより変動的にする。それは、時々刻々の変動をできるかぎり忠実に示すものになる。こ

のことは、情報の有用性からすればのぞましいものではあるが、このような情報を利用するためには、より高度な判断が必要である。すなわち、利用者が、短期的な視野で、はげしい変動にのみとらわれて、長期的な展望をあやまるおそれがあるからである。したがって、このような短期の計算結果を利用する場合には、より高度な能力を必要とし、より多くの情報を補正的資料として利用しなければならないであろう。

VI

これまでのべてきたように、計算期間の長短のいずれの方向にも、その動因は存在する。すなわち、計算期間の長期化は、会計計算の確実性および計算結果の安定性を志向し、これに対して計算の短期化は、情報としての計算結果の有用性を志向し、情報の適時性および生のままの変動の表示を意図している。

このように、会計計算の期間を長くすること、あるいは短くすることによって、そこで行なわれる計算の性質は相違する。したがって、この関連を逆にすれば、確実な計算あるいは安定的な計算結果を意図する場合には、計算期間の長期化の方向を選択すればよく、これに対して計算結果の情報としての有用性を強調したい場合には、計算期間の短期化の方向を選択すればよいことになる。そこで、このように性質の異なる2つの計算が、どのような目的に適合するかについて、簡単にふれておきたい。

一般に、確実な計算あるいは安定的な計算結果は、企業の利害関係者の利害関係を確定するのに適する。たとえば、確実かつ安定的でない計算に基づいて経営成果の配分を決定するのも適当でないし、経営者の責任を議論するのも妥当でないであろう。

これに対して、計算結果が、利害関係者の意思決定に有用であることも重要である。たとえば、投資家の投資決定の資料としては、適時性があり、できるだけ変動が生のままに表示されたものが適当であろう。

このように、2つの計算目的は、非常に相違しているように思われるが、もともとは、1つの計算において行なわれきたのであるが、その目的を、ある程度純粋な形で追求するために分化してあらわれたのが中間報告書であることができる。そこで、企業会計において、期間計算が行なわれるようになっ

た事情にまで、逆上って考えておく必要がある。

この事情は、よくしられているように、期間計算を要請されるようになったのは、企業の性質が、当座的・冒険的な企業から定着的な継続企業に移行したことによって、出資者の企業への出資持分を確定し、その成果を配分するために、計算期間を設定することが必要になったからである。これは、企業の利害関係者の合意によって、計算期間が設定されたことを示している。計算期間としては、欧米では、1年が選ばれ、わが国では、半年が選ばれることが一般的である。半年が選ばれた理由として、わが国における決済慣行、あるいは賞与支払慣行が盆と暮の年2回であることがあげられている。ただし、半年決算は、上場会社の場合に一般的であるので、これは証券市場における利害関係者の合意であるといえることができる。

それはともかくとして、年度報告書における期間計算は、企業の出資者の持分の確定および成果配分という事実確定的な機能を、計算目的としてもっていたのであるし、今なおもちつづけていることはいうまでもない。しかし、それと同時に、その期間計算は、企業の利害関係者に、企業の経営成績および財政状態を報告し、かれらの意思決定の資料を提供するという情報提供機能もはたしていたのである。

このように、年度報告書における期間計算は、事実確定的機能と情報提供機能の2つを合わせもっている。それらのうちでも、従来は、比較的、前者の事実確定的機能が重視されていたことは明らかである。したがって、そこでは、確実性および客観性が重視され、利害関係者に、計算結果が、客観的に検証できる証拠によって裏づけられていることが要求されてきた。それは、確定された利害関係者に対して、利害関係者のすべてを納得させるに足るだけの裏づけが必要であるからである。

しかし、最近の会計理論においては情報理論が導入され、会計報告をうける利害関係者の意思決定が重視されてきたので、会計計算の情報としての有用性が強調されるようになってきている。たしかに、これまでも、年度報告書における期間計算は、企業の利害関係者の意思決定にある程度は役に立つ情報を提供してきた。しかし、その情報提供機能は、年度報告書における期間計算が基本的な目的としている事実確定的機能を遂行するのに障害にならない範囲において

行なわれるという、かなり制約されたものである。したがって、このような制約をはなれて、自由に、情報提供機能をはたすことはできない。

企業の発展過程においては、このように制約された情報提供機能によっても企業の利害関係者の要請がみたまされていたのである。しかし、企業が大規模化かつ複雑化し、また、社会経済の変動が激化し、非常に変動的な時代になってくると、より多くの、そしてより有用な情報が必要とされるようになる。そうなってくると、年度報告書における期間計算の情報提供機能は、事実確定的機能からの制約があるために、十分な機能をはたすことができなくなる。そこで、外部報告としての会計計算が、その情報提供機能を独自に展開させるために中間報告書があらわれる。したがって、そこでは、年度報告書における期間計算で、従来重視されてきたような確実性および客観性は、絶対なものとはされず、情報としての有用性の観点から弾力的に考えられるようになる。

このように、会計において、事実確定的機能と情報提供機能との分離的な展開を、その基盤として考えなければならない。しかし、中間報告書が、情報提供機能の独自の展開のためにあらわれたとしても、年度報告書がこれまでと同じように情報提供機能をももちつづけているので、両者は複雑な関係をもつことになる。そこで、会計年度とその中間期間との関係をつぎに考えることにする。

VII

まえにもふれたように、会計計算の期間は、企業活動に本来的に付随しているものではなくて、企業の利害関係者の合意によって外的に与えられたものである。その会計期間は、逆に、企業および企業の利害関係者を、事実確定および情報提供において拘束する。

会計年度の途中に設けられた中間期間は、情報提供機能の観点から設けられたものであるから、直接的には事実確定的機能による制約をうけない。しかし、年度報告書の期間計算は、事実確定的機能と情報提供機能の両方をもっている。したがって、情報提供機能において、年度報告書の期間計算は中間報告書の期間計算を制約する側面をもっている。

それは、年度報告書も中間報告書も期間計算という点では違わないのである

が、多くの相違点があることに関連している。たとえば、ルートレッジは、つぎの4点をあげている。¹⁴⁾ 第1に、中間報告書の資料は、非常にしばしば見積もりであるということがあげられる。第2は、中間報告書の資料は、非常にしばしば年度の予測結果に基づく配分であるということである。第3は、中間報告書の資料は、季節変動のような年度報告書に影響しないような変動の影響をうけることである。第4は、中間報告書は、より便宜的な手続で作成されるということである。

ここで重要であるのは、第2の相違点であげられたように、中間報告書は、年度の予測に基づくということである。すなわち、年度報告書における期間計算は、期間相互において独立的であると考えられるが、中間報告書における期間計算は、このような独立性をもつものではなく、年度報告書における期間計算に従属するものである。これは、中間報告書の期間計算は、年度報告書における期間計算の結果に一致することを目的としているからである。そこで、どうして中間報告書は、このような一致を目的としなければならないかが問題になる。

年度報告書の期間計算の場合には、理論的に全体計算への一致が前提にされたにしても、それへの一致のために直接的に拘束されているわけではない。期間限定の計算技術的な問題があるにせよ、それまでの期間計算は確定されたものであり、通算して損益を修正したりするものではない。そこで、年度報告書の期間計算は独立的であるということができる。

ところが、中間報告書の期間計算の場合には、会計年度の期間計算の結果に一致するように、それを予測しながら行なわなければならない。さきには、中間報告書は、年度報告書で、事実確定的機能によって情報提供機能が制約されていることを解決するために、情報提供機能を自由に展開することを意図したものであるとした。しかし、中間報告書の情報提供機能も、まったく自由に展開することはできないのである。すなわち、年度報告書における期間計算の結果への一致という目的が与えられている。それは、年度報告書の期間計算の結果の予測を助けることが中間報告書の情報提供機能であるからである。したがっ

14) *Ibid.*, pp. 34~39.

て、中間報告書は、年度報告書に従属する情報提供機能をもっている。

中間報告書は、年度報告書の期間計算が、事実確定的機能によって拘束される問題点の1つである情報伝達の適時性を解決することを意図している。すなわち、企業の利害関係者の意思決定により近い時点で、より有用な情報を提供しようとするものである。

ここでは、情報伝達の適時性が、まず意図されている。しかし、年度報告書と中間報告書が、まったく同じ性質の情報を提供するのであれば、中間報告書によって年度報告書をおきかえてしまってよいことになる。年度報告書と中間報告書との基本的な相違点は、年度報告書は、事実確定的機能をも有するが、中間報告書は、単に情報提供機能にとどまるものであるという点である。さらに、両者の情報提供機能においても相違が認められ、その結果として、両者の間には機能の分担関係があらわれるであろう。

すなわち、中間報告書は、企業の利害関係者のより短期的な意思決定に必要な情報の提供に重点をおき、これに対して年度報告書は、企業の利害関係者のより長期的な意思決定に必要な情報の提供に重点をおくように、機能分担を考えることができる。このような機能分担においては、会計計算の情報としての利用においては、損益計算書、貸借対照表および資金計算書その他の諸計算書を総合的に判断することが重要であることはいうまでもないが、その内容において重点の相違を考えることができるのである。

そこで、中間報告書の場合、短期的な予測のための資料としては、損益計算書に重点をおき、適時性および有用性のために、計算の確実性および客観性が多少犠牲にされても止むをえない。これに対して、年度報告書のほうでは、より長期の予測を行なうための資料として、企業の生産能力を示すものとしての貸借対照表が重視されることも考えられる。しかし、このためには、現在の貸借対照表を相当改善することも必要である。さらに、このような改善が、年度報告書のもつ事実確定的機能から生じる制約によって、どこまで可能であるか問題であろう。

このように、中間報告書の情報提供機能は、年度報告書に制約をうけている。それは、企業の利害関係者にとっては、年度報告書によって確定される利害関係が、基本的に重要であるから、中間報告書も、年度報告書の結果への一

致を目的としなければならないという考え方に基づいている。

しかし、別の考え方によることもできるのではないかと思われる。すなわち、中間報告書の情報提供機能は、年度報告書の結果への一致を必ずしも目的とするのではなく、各中間期間の企業の経営成績を忠実に表示することだけを目的としていると考えることもできる。もしも、このように考える場合には、中間報告書は、年度報告書の拘束をはなれて、情報の有用性を純粋に追求することが可能になる。このような方向において、中間報告書は、より大きく展開できるであろう。しかし、そのためには、中間報告書をこのように理解するように利害関係者の同意をえることが必要であり、また、そのような機能を遂行するための期間計算の方法および計算書の表示方法を探究しなければならないであろう。

将来においては、ここでふれたような中間報告書の目的観の選択およびそれによる計算の理論の展開が、大きな課題であろう。

VIII

最後に、これまでのべてきたところをまとめておくことにする。まず、中間報告書の発展の歴史をとりあげたが、その公表に対する要請は、証券市場における利害関係者によるものであった。すなわち、そこでは証券投資家が投資に関する意思決定を行なうのに必要な情報を要求したのである。このときに、証券投資家の代表として機関投資家およびアナリストが、企業に対して中間報告書の公表を要求して斗ってきたことが明らかにされた。

したがって、中間報告書の公表に対する要請は、証券投資家によるものであり、そしてその公表は、証券投資家の利益保護を目的とするものであっても、その公表の直接の対象は、証券投資家に対するオピニオン・リーダーであり、あるいは助言者であるところの機関投資家およびアナリストであると考えなければならない。かれらは、財務資料の分析においては相当の知識および技術をもっているので、中間報告書において、読者に対するミスリーディングを理由として、形式的な公表にとどまってはならないのであって、より実質的に、読者が有効に利用できるように、過去の中間期間の比較資料とか、年度の予算資料とかをあわせて詳細に報告することが必要である。

つぎに、中間計報告書を、期間計算としての抽象的な性格の側面から論じた。すなわち、期間計算には、もともと、その長期化と短期化の2つの矛盾する動因が含まれている。期間計算の長期化は、計算の確実性および計算結果の安定性を志向するものであり、また、期間計算の短期化は、計算の情報としての有用性を、計算結果の意思決定に対する適時性および変動の忠実な表示という点で志向するものであった。

元来、会計計算のための期間は、企業の利害関係者の合意のもとで、この2つの要請を調整して決められたものである。そこでは、1つの期間計算によって2つの機能、すなわち、出資の持分を確定し、かつ成果を配分するという利害関係者の事実的な利害を確定するという事実確定的機能と利害関係者の意思決定に必要な企業に関する情報を提供するという情報提供機能とをあわせ行ってきたのである。ところが、企業が次第に発展し、かつ複雑化し、また経済が変動的になってくると、その情報提供機能が事実確定的機能によって制約されることが大きくなって、十分に機能がはたせなくなったので、情報提供機能の独自の展開として中間報告書があらわれたのである。

しかしながら、中間報告書は、計算技術的に年度報告書の計算結果の予測に基づいて費用および収益の配分が行なわれるという形で、年度報告書に拘束をうけている。このことは、中間報告書は、年度報告書の計算結果への一致を目的としなければならないというこれまでの考え方に基づくものである。しかし、このような考え方によるかぎり、中間報告書の情報提供機能を自由に展開することは不可能であると考えられるであろう。むしろ、中間報告書は、年度報告書から独立して、各中間期間ごとの企業活動の変動をできるだけ忠実に表示することを目的としたほうが、中間報告書の情報機能の展開を可能にするであろう。しかし、そこでは、もはや、中間報告書は、年度報告書の計算結果への一致を目的とはしない。なぜかといえば、年度報告書の情報提供機能は、その事実確定的機能によって制約されているが、中間報告書が、純粋に情報提供機能を展開しようとするれば、年度報告書の情報提供機能に拘束されてはならないからである。このような中間報告書の目的観の妥当性およびそのための計算方法の可能性の検討が、これからの課題であろう。

付記 本稿には、昭和46年度文部省科学研究費（総合A）による研究成果の一部が含まれている。